

平成 25 年 9 月 26 日

## 懲戒処分の公表について

経済産業省において行った懲戒処分事案について、人事院の「懲戒処分の公表指針について」等に従い、以下のとおり公表します。  
経済産業省としては、このようなことが二度と起こらぬよう、職員に対して服務規律の遵守を改めて周知する等、再発防止を徹底してまいります。

| 処分日   | 所属   | 役職段階 | 処分内容 | 事実の概要  |
|-------|------|------|------|--------|
| 9月26日 | 大臣官房 | 管理職級 | 停職2月 | 下記のとおり |

## ○事案の概要

上記職員は、ブログにおいて著しく不適切な内容の掲載を繰り返し行った。  
かかる行為は、国家公務員としての信用を失墜させる行為である。

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房秘書課長 保坂

担当者：小林、平林、清水

電話：03-3501-1511（内線 2071～7）

03-3501-1608（直通）